

# 事前評価調書

I 事業概要					
事業名	道路事業（無電柱化事業）				
地区名	一般国道 23号				
事業箇所	豊橋市大橋通3丁目～豊橋市小向町字西小向				
事業の あらし	<p>一般国道23号は、愛知県豊橋市を起点とし、名古屋市及び三重県津市などの主要都市を経て三重県伊勢市に至る主要幹線道路である。このうち当該箇所は、豊橋市の中心市街地北側に位置する豊橋市役所から災害拠点病院である豊橋市民病院を経て、広域防災活動拠点である豊橋総合スポーツ公園間を連絡するルートに位置しており、災害発生時に広域の緊急輸送を担う第1次緊急輸送道路に指定されている。</p> <p>また、人口集中地区である沿道付近に位置する松尾小学校および吉田方小学校の通学路であることに加え、朝夕のピーク時には自転車と歩行差が交錯して危険な状態である。</p> <p>こうした背景から、本事業は、電線共同溝の整備により、地域の防災性強化、歩行者等の安全確保及び良好な景観の形成を図るものである。</p>				
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の防災性強化</li> <li>②歩行者等の安全性確保</li> <li>③良好な景観の形成</li> </ul> <p><b>【副次目標】</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>				
事業費	事業費	内訳			
	37.0 億円	■工事費 36.5 億円 □用補費 0.0 億円 ■その他 0.5 億円			
事業期間	採択予定年度	2022 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度
					2028 年度
事業内容	電線共同溝整備 事業延長 L=2.2 km（整備延長 L=4.4 km）				
II 評価					
①事業の 必要性	1) 必要性	<p>①地域の防災性強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年台風15号では、千葉県で計1,996本の電柱折損・倒壊・傾斜等により道路通行不能となり、緊急輸送機能に支障をきたした。</li> <li>・当該区間は、豊橋市役所や防災拠点が集積する豊橋公園と県の広域防災活動拠点である豊橋総合スポーツ公園を結び、また中間で災害拠点病院である豊橋市民病院を連絡しており、災害時には重要路線となる。そのため電柱倒壊による二次災害の防止を目的とした無電柱化の推進が必要である。</li> </ul> <p>②歩行者等の安全性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道付近は人口集中地区であるため、朝夕のピーク時には歩行者・自転車交通量が多い。また、当該路線は松尾小学校および吉田方小学校の通学路であり、学童の登下校時には自転車と歩行者が交錯することがある。そのため電柱を地中化し、自転車および歩行者の通行空間を拡げ、安全な通行を確保する必要がある。</li> </ul> <p>③良好な景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区間には多くの電柱が設置されており、周辺地区の景観に影響を及ぼしている。景観阻害要因となっている電柱・電線をなくし、良好な景観を形成する必要がある。</li> </ul>			

判定	A	(A) 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																						
	【理由】	災害時において豊橋市役所や防災拠点が集積する豊橋公園と県の広域防災活動拠点である豊橋総合スポーツ公園、災害拠点病院である豊橋市民病院を結ぶ重要路線として、防災機能の確保・向上と良好な景観の形成、通学路として安全な歩行空間を確保する必要がある。																																																						
1) 貨幣価値化可能な効果	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】 ・本事業は交通安全対策を主目的とした事業であるため対象外となる。																																																							
2) 貨幣価値化困難な効果	・貨幣価値化困難な成果として「広域的な防災能力の向上が期待できる」、「交通弱者に対する安全性向上が期待できる」がある。 ①地域の防災性の強化 a) 広域的まちづくりの実現に寄与する ・事前評価時：地震アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当するため、得点「3」 ②歩行者等の安全確保 b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる ・事前評価時：沿道又は周辺の学校、病院、福祉施設、その他公共、公益施設等が位置する区間における交通安全事業に該当するため、得点「3」 ③良好な景観の形成 b) 集約型まちづくりの実現に寄与する ・事前評価時：道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上するに該当するため、得点「1」																																																							
②事業の効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (社会資本整備方針)</th> <th rowspan="2">評価対象の判断</th> <th colspan="2">貨幣価値困難な効果 評価基準表</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>基礎点 得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 あいちを活躍の場とする</td> <td rowspan="4">◎</td> <td>□ b) 集約型まちづくりの実現に寄与する</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>□ 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>□ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>■ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2 あいちを暮らしやすいまちにする</td> <td rowspan="4">◎</td> <td>□ a) 広域的な防災機能の向上が期待できる</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>■ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>□ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">⑥交通事故対策</td> <td rowspan="4">◎</td> <td>□ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td>■ 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>□ 沿道又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		達成目標 (社会資本整備方針)	評価対象の判断	貨幣価値困難な効果 評価基準表		評価項目	基礎点 得点	1 あいちを活躍の場とする	◎	□ b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3	1	□ 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3	□ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2	■ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1	合計		3			2 あいちを暮らしやすいまちにする	◎	□ a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3	■ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3	□ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2	□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1	合計		3			⑥交通事故対策	◎	□ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	3	■ 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	□ 沿道又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する	2	□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1	合計		3		
	達成目標 (社会資本整備方針)	評価対象の判断			貨幣価値困難な効果 評価基準表																																																			
評価項目			基礎点 得点																																																					
1 あいちを活躍の場とする	◎	□ b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3	1																																																				
		□ 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3																																																					
		□ 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2																																																					
		■ 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1																																																					
合計		3																																																						
2 あいちを暮らしやすいまちにする	◎	□ a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3																																																				
		■ 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3																																																					
		□ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2																																																					
		□ 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1																																																					
合計		3																																																						
⑥交通事故対策	◎	□ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	3																																																				
		■ 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3																																																					
		□ 沿道又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する	2																																																					
		□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1																																																					
合計		3																																																						
判定	A	(A) 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																																						

※「道路・街路事業の事業評価マニュアル  
(令和3年3月愛知県道路維持課・道路建設課・都市整備課)」による

【評価値】

○事前評価時；(3+3+1)点／(Max3点×該当3項目)=7点／9点=0.78

		<p>【理由】</p> <p>貨幣価値化困難な効果の評価値は0.78であり、基準値である0.6を超えているため、事業効果の発現が期待できる。</p>																																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事区分</td> <td>設計・手続き</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス・水道等の移設工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝本体工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">22.5</td> <td colspan="3">14.5</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	計	工事区分	設計・手続き	←→								ガス・水道等の移設工事			←→						電線共同溝本体工事				←→					事業費(億円)		22.5				14.5			37.0
	年度		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	計																																								
	工事区分	設計・手続き	←→																																															
		ガス・水道等の移設工事			←→																																													
電線共同溝本体工事					←→																																													
事業費(億円)		22.5				14.5			37.0																																									
2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年9月に電線管理者との事業実施の合意を得ている。</li> <li>・現況道路内で計画をしており、用地買収は不要である。</li> </ul>																																																	
3) 環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の工事となることが想定されることから、周辺地域への騒音や振動の影響について配慮した施工が必要となる。また、歩道内での工事であることから、歩行者の安全な通行について十分な対策を計画する必要がある。</li> </ul>																																																	
判定	<p>A</p> <p>Ⓐ: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の持効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>愛知県電線地中化推進協議会等を活用し、関係事業者協議を行うことで円滑な事業環境が整う見込みであり、計画の実効性が確保されている。</p>																																																	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討	<p>無電柱化には裏配線方式や軒下配線などの代替方式があるが、沿線家屋等の配線状況や周辺道路網を考慮すると、当該区間では電線共同溝方式が最も合理的である。</p>																																																
	判定	<p>A</p> <p>Ⓐ: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。</p> <p>【理由】</p> <p>現地状況から電線共同溝が最も合理的である。</p>																																																
III 対応方針																																																		
事業実施が妥当である	<p>事業実施が妥当である: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない: 上記以外のもの。</p>																																																	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																		
<p>■対象(事業完了後 年目) □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上の支障となる要素の解消</li> <li>・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況</li> <li>・周辺の景観性向上</li> </ul>																																																		
V 事後評価監視委員会の意見																																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道23号の対応方針(案)[事業実施]を了承する。</li> </ul>																																																		
VI 対応方針																																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施</li> </ul>																																																		